

ARCIP2012 年度報告書（研究員）

| | |
|--|---------|
| 氏 名 | 和足憲明 |
| 職 位 | COE 研究員 |
| <p>研究概要</p> <p>2012 年度では、①博士論文の完成、②英語論文の執筆と投稿、③地方財政赤字の政令指定都市比較、を行った。</p> <p>第 1 に、博士論文を完成させた。博士論文の概要は、以下の通りである。</p> <p>パズルは、なぜ、アメリカ・イギリス・民営化以降のフランス（1987－2000）と比較して、日本・ドイツ・民営化以前のフランス（1975－1986）は、地方財政赤字が大きいのかである。上記のパズルに対する解答は、①起債統制規律と②市場規律が、地方財政赤字を決定するというものである。</p> <p>①起債統制規律とは、地方政府の起債総額に対する中央統制による規律のことである。起債統制規律の強弱は、地方政府の起債総額に対する中央統制が存在するか否か、中央統制が存在する場合には、中央統制アクターが何であるかということによって決定される。言い換えれば、起債統制規律は、起債総額の決定権限を誰が持っているかによって、決まる。</p> <p>②市場規律とは、地方債引受に対する市場圧力による規律のことである。市場規律の強弱は、地方債引受の市場構造が、公的資金中心型市場構造か、民間資金中心型市場構造か、によって決定される。地方債引受の市場構造とは、地方政府が利用可能な公的資金制度の存在とその市場における優位性であり、地方政府の行動を制約する制度である。</p> <p>第 2 に、英語論文の執筆と投稿を行った。具体的には、上記の博士論文の内容を圧縮したものを、Japanese Journal of Political Science に投稿した。査読結果は、概ね好意的評価であり、指摘された点を修正すれば掲載可とするものであった。そこで、指摘された点を修正し、再提出しているところである。</p> <p>第 3 に、上記の博士論文を踏まえ、地方財政赤字に関して、政令指定都市の比較研究を行った。政令指定都市という同一の制度内における地方政府間の比較を通じて、政令指定都市の地方財政赤字を決定する要因を解明する。まず、従属変数となる地方財政赤字のデータ収集、独立変数とコントロール変数のデータ収集を行った。次に、地方政府間比較に関する先行研究を整理した。先行研究の整理を踏まえ、仮説を導き出し、計量分析によって検証した。計量分析の結果は、①行政能力仮説と⑩市場規律仮説を支持するものであった。課題は、分析枠組の構築と事例分析の追加である。今後、課題点を修正して、学術誌に投稿する予定である。</p> | |